

ほけんだより



静岡聴覚特別支援学校
保健室 文責・栗田
令和5年5月26日

6月4日～10日は



本校の歯科保健の取り組みを紹介します

給食後の歯みがき

感染症予防対応として、1年半以上、給食後の歯みがきを中止してきましたが、5月8日からようやく再開できました。

幼稚部は遊戯室で、小・中学部はランチルーム外の水道で、距離をとりながら歯みがきをしています。

歯みがきの時間には、歯みがきについての豆知識やみがき方の情報が飛び交い、楽しくみがいています。

歯科検診

本校は、山田学校歯科医の協力を得て、年間2回(5月と11月)、歯科検診を行っています。半年ごとに検診を行うことで、歯の状態や、要観察歯(CO)の経過を見てくださっています。

検診では、歯垢(プラーク)が付いているときには綿棒で汚れをこすって見せてくれたり、気を付けてみがいて欲しい歯の状態を鏡で見せながら説明してくれたり、子どもたち一人一人に分かりやすい方法で歯の状態について教えてくださいます。

5月9日の検診では、小中学生の50%に、歯垢(プラーク)が付いていました。いつもより、みがき残しが多かったです。

歯が生え変わるときは、歯がデコボコしていてみがきにくいです。生えかかりの永久歯は、みがきにくいのでむし歯になりやすいです。

順番に歯をみがくようにすれば、みがき残しが無くなります。



歯みがき指導



毎年、学校歯科医のやまだ歯科医院から歯科衛生士が来校され、幼稚部と中学部に歯科保健に関する講話や歯みがき指導をしていただいています。今年は6月19日の予定で、幼稚部では保護者学習会と歯みがき指導、中学部ではセルフケアの方法を指導していただくよう計画しています。

小学部は、学習グループでテーマを決めて、養護教諭が指導をします。



6月4日(日)は「お口・健康 歯っぴーふえあ」

静岡市静岡歯科医師会が主催する、歯科に関するイベント「お口・健康歯っぴーふえあ」があります。6月4日(日)10時から15時30分まで会場は静岡市の葵スクエアと青葉公園緑地です。

スタンプラリーや歯科相談、歯みがき指導、歯科医・歯科衛生士体験もあるので、是非この機会に、楽しみながら歯や口の健康について学び、体験してみましょう。

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止基準の変更

5月8日の通知でもお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置の基準が大きく変更されました。



濃厚接触者の特定は行わず、同居している家族が感染した場合も出席停止にはなりません。ワクチン接種についても、特別な事情がない限り、出席停止にはなりません。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

<症状がある場合>

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで

<症状がない（無症状の）場合>

検体を採取した日から5日を経過するまで

発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを言い、症状が軽快した日を0日として1日を経過する必要があります。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目

新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書(新書式です)

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザについては、他の感染症と違い、御家庭で健康観察をしながら決められた期間、療養をすれば、医療機関で登校許可証明や陰性証明をもらう必要はありません。

今回、新型コロナウイルスとインフルエンザの出席停止に係る、経過報告書の書式が統一され新しくなりました。症状出現日、医療機関診断日、発症日から午前、午後の体温を測定した結果を記入し、呼吸器症状が軽快した日に○を付けます。

参考までに、用紙を配付するので確認をお願いします。学校のホームページからも用紙をダウンロードできるよう準備をしています。

05.5~

新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書(保護者等記入)

静岡県立静岡聴覚特別支援学校

姓・小・中 年 月 日 学年 始業前生徒氏名

症状出現日: 令和 年 月 日 (発症0日)
医療機関診断日: 令和 年 月 日

(医師からの注意事項(学校へ伝えること))

◆新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっていますので、発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登校できません。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指し、症状が軽快した日を0日として1日を経過する必要があります。医療機関の診断を受ける期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

◆季節性インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(発症日をもって3日)を経過するまで」となっていますので、発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登校できません。また、発熱となった日を軽快の日とし、発熱が止まる日を2日間(発症日をもって3日間)経過する必要があります。

経過日数	月 日	午前測定時刻: 体温	午後測定時刻: 体温	呼吸器症状が軽快した日に○印
発症日(0日目)	月 日	時 分: ℃	時 分: ℃	
1日目	月 日	時 分: ℃	時 分: ℃	
2日目	月 日	時 分: ℃	時 分: ℃	
3日目	月 日	時 分: ℃	時 分: ℃	
4日目	月 日	時 分: ℃	時 分: ℃	
5日目	月 日	時 分: ℃	時 分: ℃	
6日目	月 日	時 分: ℃	時 分: ℃	
7日目	月 日	時 分: ℃	時 分: ℃	
8日目	月 日	時 分: ℃	時 分: ℃	
9日目	月 日	時 分: ℃	時 分: ℃	
10日目	月 日	時 分: ℃	時 分: ℃	

保護者等氏名: _____